

最高裁秘書第911号

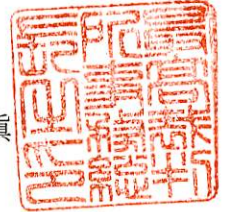
令和4年3月25日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、仙台高等裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官訴追委員会の訴追決定に関して、仙台高裁が最高裁から受領した文書（直近の事例に関するもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年9月14日付け（同月15日受付）

2 答申番号

令和3年度（情）答申第43号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）